

朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会の設置に関する覚書

朝霞市及び和光市（以下「両市」という。）は、平成30年8月21日に締結した「朝霞市・和光市ごみ広域処理に関する基本合意書」に基づく協議会の設置及び運営に当たり、以下のとおり覚書を締結する。

（設置）

第1条 両市は、朝霞市・和光市ごみ広域処理に関する基本合意書に基づき、両市によるごみ広域処理（以下「事業」という。）に関する事項について協議するため、協議会を設置する。

（名称）

第2条 前条の協議会の名称は、朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会（以下「協議会」という。）とする。

（所掌事務）

第3条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) ごみの共同処理に関すること。
- (2) 事業の実施主体に関すること。
- (3) 事業の経費の負担割合に関すること。
- (4) 事業に係る調査及び検討に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業に関すること。

（組織）

第4条 協議会は、朝霞市長、和光市長、朝霞市副市長及び和光市副市長を委員として組織する。

（会長）

第5条 協議会に会長を置き、会長は、ごみ焼却処理施設の建設地の長をもってこれに充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、3人以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の合議により決するものとする。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

（調整会議）

第7条 会議に付すべき事項について協議し、又は調整するため、協議会に調整会議を置く。

- 2 調整会議は、朝霞市の副市長、市長公室長及び市民環境部長並びに和光市の副市長、企画部長及び市民環境部長を委員として組織する。
（事務局）

第8条 協議会の事務局（以下「事務局」という。）は、和光市役所（和光市広沢1番5号）内に置く。

- 2 事務局の庶務は、和光市市民環境部資源リサイクル課ごみ処理広域化プロジェクトチーム（以下「チーム」という。）が行う。
- 3 朝霞市は、同市の職員を和光市に研修派遣するものとし、和光市は、当該職員をチームに所属させるものとする。この場合において、当該職員の勤務条件等は、別に定める。
（経費の負担）

第9条 協議会の運営に要した費用は、和光市が負担する。

- 2 前項の費用以外の事業の実施主体確定前における計画策定等に要した費用（次項において「計画策定等費用」という。）は、両市が均等に負担するものとする。
- 3 朝霞市は、前項の規定により負担することとされた計画策定等費用の額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を和光市に負担金として支払うものとする。

（協議会の解散）

第10条 協議会は、事業の実施主体が確定したときは、協議会の決議をもって解散する。
（委任）

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員が協議して決定する。

以上、本覚書締結の証として本書2通を作成し、両市において記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年2月20日

朝霞市本町1丁目1番1号

朝霞市

朝霞市長 富岡 勝則



和光市広沢1番5号

和光市

和光市長 松本 武洋

